

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)	
地域名 (地域内農業集落名)	西区 (小見郷屋、勤助郷屋、小瀬、藤野木、早潟、保古野木、明田、道河原、大友、藤蔵新田、大潟、新通、仲才、中野小屋、黒鳥、小新、亀貝、新田、内野、内野上新町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田潟、笠木、高山、槇尾、板井、木場、緒立、北場、立仏、寺地、山田下、山田上、善久、鳥原本村、鳥原新地、大野、金巻、鳥原新田、小平方、四ツ郷屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月26日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の平坦地では水稲主体であるが枝豆などの園芸作物も盛んであり、担い手への農地集積は進んできているものの、農業者の効率的かつ安定的な農業経営にはさらなる農地の集積・集約化が必要である。また、海岸部の砂丘地はすいか、だいこん、ねぎなどの栽培が盛んであるが、基盤整備がほとんど行われていないため機械化への対応、労働生産性の向上が進まず、遊休農地化が懸念されている。さらに、地域全体で農業者の高齢化が進んでいる中後継者がいない農業者も多く、離農も増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲において、地域の担い手への農地の集積・集約化や作業受託の促進、生産の組織化による機械・施設の有効利用を推進する。また、品種構成による作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培やICT等の省力化技術の導入等によるコスト低減を図る。
園芸においては、「くろさき茶豆」をはじめとした西区特産農産物の更なる知名度向上のため県内外へPRを実施し、販路と消費の拡大、高付加価値化とブランディングに取り組む。また、機械・施設整備を行い、生産性や作業効率の向上を図ると共に、品種統一、共選共販体制の確立等により、産地競争力を高めることで園芸の導入や拡大のしやすい環境づくりを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,903.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	策定時に直近値を記載 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【小見郷屋、勘助郷屋】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
【小瀬、藤野木、早潟、明田、道河原、大友】 地域内外の担い手である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
【保古野木】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。また、圃場整備に向け、地権者を含め地域内での協議を進めていく。
【藤蔵新田】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。
【大潟】 地域外の担い手である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。
【新通、仲才、新田】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図る。また、農地所有適格法人の立ち上げも予定しており、当該法人も担い手として位置付けていく。
【小新、亀貝、中野小屋、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田潟、高山、槇尾】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。
【笠木】 現在圃場整備中。既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。
【緒立、山田下、山田上、善久、大野】 地域内の農地が少ないため、地域の担い手だけで集積・集約を図っていく。
【内野、内野上新町】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。
【五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町】 地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者が農地中間管理機構を活用し集積・集約を図っていく。
【赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に農地中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。 また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン、ねぎ、だいこん等)の取組にさらに力を入れていく。
【木場、板井】 地区内の全農地を耕作可能とするため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、農地中間管理機構を活用し全農地の集積を図っていく。
【黒鳥】 地区内の全農地を耕作可能とするため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、農地中間管理機構を活用し全農地の集積を図っていく。また圃場整備に向け、推進のための組織を立ち上げ、協議を進めていく。
【北場、立仏、寺地、鳥原本村、鳥原新地、鳥原新田、金巻】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約していく。 また収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー等)の取組にさらに力を入れていく。
【小平方】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約していくほか、収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー等)の取組にさらに力を入れていく。また、圃場整備を計画中である。
【四ツ郷屋】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に農地中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。 また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用したさらなる農地の集積・集約化の推進に加え、効率的な農地利用のため、農地中間管理機構活用希望者以外の農業者に対して農地中間管理機構の活用を促す。

<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域の担い手のニーズを踏まえ、地域内の話し合いによる合意形成を基本に、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>【新規就農者支援】 認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。</p> <p>【法人化支援】 既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化に向けた支援、既存法人同士の連携に取り組む。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築し、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、各種補助事業を活用しながら集出荷・調製施設など農業用施設の整備や集約化を進める。